

令和 7 年 6 月 2 7 日

課 名： 契 約 管 財 課

電 話： 0942-65-7067

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

住 所 福岡市博多区博多駅前二丁目 6 番 1 5 号
商号又は名称 株式会社阿波設計事務所 九州支店

2 指名停止の期間

令和 7 年 6 月 2 7 日から令和 7 年 8 月 2 6 日まで（2 か月間）

3 事実概要

株式会社阿波設計事務所九州支店は、羽犬塚中学校長寿命化改修等工事設計業務において、市の指示に反する設計成果品を提出し、契約不適合が認められた。
また、契約書記載の履行期間内に業務を完了することができなかったことその他複数の契約違反の事実が認められた。

4 指名停止の理由

上記の事実は、筑後市指名停止等措置要綱別表 1 第 2 項（過失による粗雑工事）及び第 4 項（契約違反）に該当するため。

【筑後市指名停止等措置要綱 別表 1】

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月まで
(契約違反) 4 市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月まで